

広島大学学術情報リポジトリ
Hiroshima University Institutional Repository

Title	「泰山治鬼」の形成年代考：漢代の鎮墓文を中心に
Author(s)	許, 飛
Citation	中國中世文學研究, 60 : 1 - 11
Issue Date	2012-03-27
DOI	
Self DOI	
URL	https://ir.lib.hiroshima-u.ac.jp/00051434
Right	
Relation	



「泰山治鬼」の形成年代考―漢代の鎮墓文を中心に―

許 飛

はじめに

泰山(府君)が冥界を治めることは、魏晉南北朝の小説にしばしば見られる。その起源について、明末の顧炎武が『日知録』に「泰山治鬼」という題目を設けて、泰山に関する説を仙人の世界と冥界とに分けて論じ、仙人の世界になったのは周の末、冥界とされたのは前漢の末であると指摘している。これは泰山研究の開山の作とも言え、「泰山治鬼」という言葉もそのまま定着した。その後、清・趙翼も同じ題目で論証したが、新しい説は出していない。更に余嘉錫が新たな考証により、「泰山治鬼」の説は、漢初に形成され、後漢から魏晉までに盛んになったと結論づけた。「泰山治鬼」の形成年代を顧炎武の説より二百年ほど前にしたものである。近年、陳槃氏と劉増貴氏が泰山信仰の由来などについて考証を行ったが、その形成年代については追究していない。

このように、「泰山治鬼」の形成時期については、まだはっきりしないところがある。そこで、本論では漢代の墓から出土した墓券を材料にして、新たにその

形成年代を検討してみたい。

一 文献に見える「泰山治鬼」
まず、今まで挙げられた「泰山治鬼」にかかわる主な文献資料を挙げておく。

①『通甲開山図』(『水経注』巻二十四引)に「泰山在左、亢父在右。亢父知生、梁父主死。」(泰山は左に在り、亢父は右に在り。亢父は生を知り、梁父は死を主る。)とある。亢父は泰山の南から百キロほど離れた県であるから、この泰山とは山の名よりむしろ泰山県のことを指すのだろう。梁父は泰山の近くにある山であり、秦始皇帝と漢武帝がそこに地神を祭っていた所としてよく知られる。だが当時、その地域が泰山県に所属していたかどうかはわからない。この句の意味は現世の人を治める亢父県にたいして、梁父の山にある地神が死後の世界を治めるということである。

②『孝経援神契』(『博物志』巻一引)に「太山、天帝孫也。主召人魂魄。東方萬物始成。故知人生命之長短。」(太山は、天帝の孫なり。人の魂魄を召すを

主る。東方は万物の始めて成るところなり。故に人の生命の長短を知る。」とある。「太」は「泰」に通じる。魂と魄が体から離れると人が死ぬと信じられていた。『礼記』郊特性に「魂氣歸于天、形魄歸于地。」(魂氣は天に歸し、形魄は地に歸す。)とあり、なくなつた人の魂と魄はそれぞれ天と地に行くというが、実際には両者を区別しない場合もある。『孝經援神契』のこの文は、天帝の孫である泰山(神)が人の生死を決め、その幽鬼を召すと言っているので、「泰山治鬼」と大いに關係がある。

③ 古樂府「怨詩行」(『樂府詩集』卷四十一)に「齊度遊四方、各繫太山錄。人間樂未央、忽然歸東嶽。」(齊しく度り四方に遊ぶも、各おの太山の録に繫がる。人間の楽しみ未だ央ぎざるに、忽然として東岳に歸す。)とある。みな四方ににかけて人生を送るが、その寿命はそれぞれ泰山の名簿に記載されている。この世の楽しみをまだ尽くしていないのに、魂は突然泰山に歸つてしまうと、人生の短さを嘆く。泰山に人の生死を記す名簿があり、無くなつた後その魂が泰山に歸着するという。

④ 『後漢書』方術伝・許峻に、その祖父の許曼が「自云、少嘗篤病。三年不愈、乃謁太山請命。」(自ら云ふ、少きとき嘗て篤病あり。三年にして愈えず、乃ち太山に謁えて命を請ふと。)とあり、泰山の神に寿命をのばしてもらいに行つたという。これも人の生死が泰山によって管理されていることを示す。

⑤ 『後漢書』烏桓伝に「使護死者神靈歸赤山。赤山在遼東西北數千里。如中國人死者魂神歸岱山也。」(死者の神靈を護りて赤山に歸せしむ。赤山は遼東西北の數千里に在り。中國の人の死者の魂神の岱山に歸するが如きなり。)とある。中国では死者の魂が泰山に歸ると考えられていたことがわかる。

⑥ 『三國志』魏書「方技伝」管輅に「但恐至太山治鬼、不得治生人。」(但だ恐らくは太山に至りて鬼を治め、生人を治むるを得ざらん。)とある。占い師の管輅が、民衆に幸せをもたらす官僚になりたいが、それは実現できず、まもなく泰山に行つて靈鬼を治める役人になるのだらうと、自分の死を語っている。

⑦ 『列異伝』(『三國志』裴松之注引)の蔣濟の若死にした息子の話に、「我生時為卿相子孫、今在地下為泰山伍伯。」(我生くる時 卿相の子孫為るも、今地下に在りては泰山の伍伯と為る。)とある。泰山(府君)が地下にある冥界を治めていることが窺われる。

⑧ 曹植「驅車篇」(『曹子建集』卷六)に「神哉彼泰山、五嶽專其名。……魂神所繫屬、逝者感斯征。」(神たるかな彼の泰山、五岳其の名を専らにす。……魂神の繫屬せらるる所にして、逝く者 斯の征くに感ず。)とある。泰山が靈鬼を治めるという。

⑨ 劉楨「贈五官中郎將詩」(『文選』卷二十三)に「常恐遊岱宗、不復見故人。」(常に恐る岱宗に遊び、復た故人を見ざらんことを。)とある。死を泰山に行くと表現している。

⑩ 応璩「百一詩」(『芸文類聚』卷二十四引)に「人命在桑榆、東嶽與我期。」(年命 桑榆に在り、東岳我と期す。)とある。晩年になり、まもなく泰山(府君)に会うという。

⑪ 陸機「泰山吟」(『樂府詩集』卷四十一)に「梁甫亦有館、蒿里亦有亭。幽塗延萬鬼、神房集百靈。長吟泰山側、慷慨激楚聲。」(梁甫も亦館有り、蒿里も亦亭有り。幽塗に万鬼を延き、神房に百靈を集む。長く吟ず泰山の側に、慷慨して楚声を激す。)とある。泰山の周りにある梁甫山と蒿里山は幽鬼の住む館舎があり、そこに多くの霊鬼が召されるといふ。

以上の文献資料から見ると、「泰山治鬼」は確かに、魏晋の時代でよく語られていたことがわかる。その形成は、①②③の三例の年代に関わっている。

「怨詩行」の古辞がいつできたのかは、確定できない。漢の武帝が樂府を設立してから、樂府詩は大きな進展が遂げた。ところが、形式と内容から見ると、個人の感情を重んじる五言樂府詩は、主に後漢で盛んになると思われる。この故か、趙敏俐氏は『漢代詩歌史論』で「怨詩行」の古辞を東漢の作品とする。

緯書の成立について、周予同氏は従来の説を検討して、「起於嬴秦、出於西漢哀・平、而大興於東漢。」

(嬴秦に起こり、西漢の哀・平に出で、而して大いに東漢に興る。)と、緯書は秦の時に端を発し、前漢の末にその説が著されるようになり、後漢になるとその説は盛んになるといふ。そうであれば、文献資料から

見ると、顧炎武の「泰山治鬼」が前漢の末に起こったという説は妥当なものとなる。

余嘉錫の漢初説には、主に二つの理由がある。一つは、『四庫全書總目』の緯書は秦から始まったという説、もう一つは、前漢の始め頃に、魂が蒿里に帰すとする。その重要な根拠は、秦末の斉の英雄である田横の門人の作と言われる「蒿里歌」其二に、「蒿里誰家地、聚歛魂魄無賢愚。鬼伯一何相催促、人命不得少踟蹰。」(蒿里は誰が家の地なる、魂魄を聚歛して賢愚無し。鬼伯一に何ぞ相催促するや、人命少しくも踟蹰するを得ず。)とある。陸機の「泰山吟」によると、蒿里は明らかに泰山にあつたと思われていたことがわかるし、唐・李吉甫『元和郡県図志』に「泰山、一曰岱宗、在縣西北三十里。…高理山亦曰蒿里山、在縣西北二十五里。」(泰山は、一に岱宗とも曰ひ、県の西北三十里に在り…高理山は亦蒿里山と曰ひ、県の西北二十五里に在り。)とあり、いずれも、「蒿里」は泰山の近くにある高理山であることを示す。即ち、霊鬼が蒿里に帰すとは、泰山に帰すと同じであると考へる。

しかし、「蒿里」は本当に「高里」のことであるのか。それを疑問視する見方は昔からあつた。唐・顔師古は『漢書』にある「蒿里」を「死人里」と解釈する。「檀高里」の注に、先ず後漢・伏儼の注「山名、在泰山山下。」(山の名、泰山の下に在り。)を引き、次に、

「此高字自作高下之高。而死人之里謂之蒿里、或呼為下里者也。字則為蓬蒿之蒿。或者既見太山神靈之府、高里山又在其旁、即誤以高里為蒿里、混同一事。文學之士共有此謬。陸士衡尚不免、況其餘乎。今流俗書本此高字有作蒿者、妄加增耳。」（此の高の字は自より高下の高に作る。而して死人の里は之を蒿里を謂ひ、或いは呼びて下里と為す者なり。字は則ち蓬蒿の蒿と為す。或る者既に太山は神靈の府にして、高里山又其の旁に在るを見て、即ち誤りて高里を以て蒿里と為し、一事に混同す。文學の士も共に此の謬有り。陸士衡すら尚ほ免かれず、況んや其の余をや。今の流俗の書本に此の高の字、蒿に作る者有るは、妄に加増するのみ。）とあり、「蒿里」を泰山の「高里」に作るの
は間違つてゐると指摘する。ところが、顔師古の解釈に對して、清・俞樾は、「高里之變為蒿里、古字相通。師古注『漢書』武子傳曰、『蒿里、死人里』。此不得其說而強為之說。」（高里の変じて蒿里と為すは、古字相通ず。師古『漢書』武子伝に注して曰く、「蒿里は、死人の里なり」と。此れ其の説を得ずして強ひて之が説を為す。）と厳しく批判している。いったい何が本當なのか、従來の文献だけよる考察には限界があると思われる。

実は、後漢の墓券にも蒿里という言葉がよく出てくるが、それは明らかに泰山の「高里」とは關係ない。これについては拙稿「蒿里考」で考察を試みた。ここ
では、その一例を挙げておく。

光和五(182)年の「劉公則買地券」に「死人歸蒿里戊己。」「地」「上」地下、不得苛止。」(死人蒿里戊己に歸す。「地」「上」地下、苛止するを得ず。)とある。死者が蒿里戊己に歸る際に、地上地下の役人が彼を責めてはいけないという。この「戊己」の二字は難解である。一般的に、五行の説に「戊己」は中央、或いは「土」を示すが、ここの文意に合わない。甘肅省高台县に出土した木牘の鎮墓文にそれを解く手がかりがある。木牘に「卜宅凶」があり、凶の中に墓が長方形の枠で表示され、真ん中に「戊己」という文字が書かれている。その資料の研究者によると、「卜宅凶」は墓の位置や墓門の方向などを占う術であり、そこに書いた「戊己」という文字は「中央」ではなく、「墓」そのものを指すという。墓を占う術士は後漢の鎮墓文にすでに見える。魏晉は後漢に近いから、その術が伝わったものと考えられる。したがって、「劉公則買地券」の「蒿里戊己」とは「蒿里の墓中」の意味になる。その買地券を出土した漢墓は、河北省の望都県にあり、泰山の麓の「高里」とはまったく關係ない。故に、「蒿里」とは明らかに墓に所在する地下の世界を指すことになる。

これで、余嘉錫の「泰山治鬼」が漢の初めに形成されたという説は、もつとも重要な根拠を失う。では、「泰山治鬼」は、いったいいつから成立したのか。以下、墓券の中に手がかりを探ることにする。

二 鎮墓文の中の泰山

後漢の墓券の中で、「泰山」が現れるのは五点の鎮墓文である。また、上下の文意から欠落した文字に「泰山」があつたと推測できる鎮墓文が一点ある。以下にその六点の關係箇所を挙げておく。(補つた字は、「」で記す。欠落の文字は□で記す。欠落の字数が不明の場合は「欠」で表す。字体を直したものは()で記す。句読点は筆者が加えた。なお、訓読文では、他の墓券を参考にしして補つた文字も()で記す。)

(1) 熹平四(175)年胥文臺鎮墓文

上天倉倉、地下茫茫。死人歸陰、生人歸陽。生人有里、死人有鄉。生人屬西長安、死人屬東大山。樂無相念、苦無相思。大山將閭、人參應□。地下有適、蜜人代行□作。千秋萬歲、不復□生人。令胥氏家生人子孫、富貴豪彊、訾財千億、子孫番息。(上天倉倉たり、地下茫茫たり。死人は陰に歸し、生人は陽に歸す。生人に里有り、死人に郷有り。生人は西のかた長安に屬し、死人は東のかた大山に屬す。樂しみ相念ふ無かれ、苦しみ相思ふ無かれ。大山將に閭せんとなせば、人參もて(之)に應ず。地下に適めらるる有らば、蜜人もて(勞)作を代行す。千秋萬歲、復た生人を(干)さず。胥氏の家の生人子孫をして、富貴豪彊し、訾財は千億、子孫は番息せしめん。)

大山は太山のことである。上古の文献や出土文字に

は、「大」と「太」とが通用する例がよくある。鎮墓文は、天帝(使者)が死者と冥界の役人などに下した命令文である。この文の主旨は、三つにまとめられる。一つは、死者への警告。天と地、陰の里と陽の郷、西の長安と東の泰山を用いて、繰り返して生人の世界と冥界との違いを強調し、死者に楽しいときも、苦しいときも家族のことを思つてはいけないという。それは、死者が家族に会おうとすることを防ぐためである。二つ目は、死者への心配り。刑罰されるときに使う身代わりの人參と蜜人を手配したと告げる。目的は、死者が冥界で苛まれることなく、樂な生活が送られるようにとの配慮である。もう一つは、死者や冥界の役人への要求。永遠に生人を犯すことなく、その一族の子孫が多くの財産や高い地位を得て繁榮することができるよう頼む。ここに登場する太山(君)は死者を管理する、いわゆる「泰山治鬼」のことである。

(2) 熹平六(177)年鎮墓文⁽²²⁾

「欠」西屬長安、死人東屬大山。生人屬陽、死人屬陰。生人□□□無相干「欠」(生)「人」は西のかた長安に屬し、死人は東のかた大山に屬す。生人は陽に屬し、死「人」は陰に屬す。生人「死」「人」(永)しく相干すこと無し。)

(3) 王阿鎮墓文⁽²³⁾

「欠」屬大山。生人右□□□處、不得相連。生

人前行、死人却歩。(「生」(人)は「長」(安)に「属」し、「死」(人)は大山に属す。生人右□□□処、相連なるを得ず。生人は前行し、死人は却歩す。)

(4) 劉伯平鎮墓文⁽²³⁾

大山君召。「欠」相念、苦勿相思。生屬長安、死屬大山。死生異處、不得相(妨)。(大山君召す。「欠」(樂)しみ相念ふ(勿)かれ、苦しみ相思ふ勿かれ。生は長安に属し、死は大山に属す。死生処を異にして、相妨ぐるを得ず。)

(5) 缺名鎮墓文⁽²⁵⁾

生人□□、□人出郭。生死異處、莫相干□。生人屬西長安、死人屬太山。(生人は「城」に「在」り、「死」人は郭より出づ。生死処を異にして、相干「犯」す莫かれ。生人は西のかた長安に属し、死人は太山に属す。)

(6) 缺名鎮墓文⁽²⁶⁾

生人自屬西長安、死人自「欠」(生人は自づから西の長安に属し、死人は自づから「東」のかた「太」(山)に「属」す。)

死者は泰山に属し、泰山(君)がそれを管理することとは、太山(君)が冥界を治めることを意味する。こ

れはまさに「泰山治鬼」のことである。また、これらの泰山が現れる文言には、一つの特徴がある。それは、みな「生(人)は(西)長安に属し、死(人)は(東)太山に属す。」という決まり文句があることである。この決まり文句が「生は陽に属し、死は陰に属す」などと共に、「死生処を異にす」ということを強調するため用いられている。その目的は、死者にどんな状況においても絶対「相妨ぐるを得ず」と警告することにある。

この六点の中で、紀年の有るものは二点あり。もっとも早いのは、(1)の熹平四年、即ち一七五年である。次は(2)の熹平六(177)年。出土の地域は、(1)・(3)・(6)は西安であり、ほかは不明である。

以上の鎮墓文からみれば、まず、後漢の熹平四(175)年に「泰山治鬼」という考えが既に西安に存在し、葬儀に用いられていたことがわかる。ただ、それが、いつから起こったのかについては、この六点の鎮墓文だけでは、まだ確定できない。

三 「泰山治鬼」成立の時期

呉榮曾氏が、鎮墓文を根拠にして、「泰山神は即ち冥界の主宰者である。……後漢の都は長安ではなく、洛陽にあるから、いわゆる『生人屬長安、死人屬東太山』⁽²⁷⁾という言い方は、前漢の時から伝わってきたはずである。」と指摘している。つまり、鎮墓文に出る泰

山の決まり文句を分析すると、「泰山治鬼」は前漢の時に既に存在していたという。劉增貴氏もその説を引用する。²⁸⁾呉氏の論文は一九八一年に発表され、その後(3)と(6)が出土した。この二点にも、呉氏という決まり文句がある。これはその説を裏付ける新しい証拠になるのではないかと思われる。²⁹⁾しかし、後漢の鎮墓文には、その説を覆すものもある。それは、「生人は長安に属す」に對比する文言に別の形も存在していたことである。

延光元(122)年鎮墓文

延光元年□□十四日、「欠」生人之死別解。生人自屬長安、死人自屬丘丞墓。(延光元年□□十四日、「欠」生人の死のために別解す。生人自屬長安、死人自屬丘丞墓に属す。)

「別解」は、分解の意味、なんらかの原因で死者が生者のだれかを病氣させたり更に死なせたりするという禍を除くことである。この鎮墓文では長安に対応するのは泰山ではなく「丘丞墓」である。「丘丞墓」の「丞」の字が衍字か、それとも「丘丞の墓」、つまり冥界の役人である丘丞に管理されている墓と解釈するかは、悩ましいが、死者が墓に属するというのは間違いない。では、こういう文言はいつの時代のものか。「長安」には二つの意味が考えられる。一つは、生人

の都を指す。そうであれば、呉氏の推理のとおり、それは前漢にすでに存在していた。二つ目は、特に都ではなく、死者の生前の居住地を指す。しかし、この鎮墓券は西安ではなく、洛陽に出土し、作ったのは前漢より百年余りの後である。当時の洛陽の人が居住地を長安と言うのは、あり得ない。故に、「生人は長安に属す」という文句は前漢の伝承であると言える。では、「死人は丘丞墓に属す」というのは同じように前漢より伝わってきた文言であるのか。

張勳燎氏の研究によると、今まで調査された春秋戦国時代の城の遺跡に、すべて墓が確認された。しかし、前漢になってから、長安や洛陽など遺跡の城内には、皆墓の存在が確認できず、墓地は郊外にあった。そこで、張氏は、人と靈鬼との交流に対する考え方の変化だとする。戦国時代では、靈鬼は人に害をせず自由に交流できたが、秦漢になると靈鬼に会えばその人に禍をもたらすと考えるようになり、墓を郊外に移したのはその交流を遮断するためであった、と指摘する。³¹⁾実は、出土資料にもそのような内容が見える。長沙馬王堆三号漢墓に出土した『称』という佚書に「生人有居、『死』人有墓。令不得與死者從事。」³²⁾(生人に居有り、「死」人に墓有り。死者と従事するを得ざらむ。)とある。『称』という本の性質について、連劭名氏は鎮墓文の濫觴である冊祝(神様への祝詞)の語録であると結論付けている。³³⁾『称』の文言は、明らかに、生人と死人とがいる場所の違いを強調し、その交

流を阻止しようとしている。これは、「生自屬長安、死人自屬丘丞墓。」の考え方と一致する。したがって、延光元年鎮墓文の文言は前漢から伝わってきたものだとと言える。

前漢の冥界に対する考えは、死者は墓に属した。そしてその考えがそのまま後漢の鎮墓文に伝承された。だが、後の鎮墓文では「墓」のところに「泰山」が記されている。しかも、その後、「死者は丘墓に属す」という言い方は二度と出てきていない。ということは、何らかの理由で、「丘丞墓」が「泰山」に置き換えられたと考えられる。

後漢の墓券の全体を見ると、初期のものには、黄帝や天帝（使者）が登場したが、冥界の役人の姿は全くなかった。そして、この延光元年鎮墓文に「丘丞」という役人らしいものが始めて登場した。その後、丘丞・墓伯・地下二千石などが現れ、ついに泰山が登場する。時代を追って、次第に変化してきた様子が見える。また、西安に出土した陽嘉四（135）年鎮墓文に「天帝告丘丞・墓伯・地下二千石・主死名籍。」（天帝 丘丞・墓伯・地下二千石・死の名籍を主るものに告ぐ。）という文言がある。死者の名簿まで出てくるが、それをつかさどるのは、地下の官吏たちのようである。西安と洛陽の間にある山西省臨猗県に出土した延熹九（166）年韓袞興鎮墓文に「移五部中都二千石・丘丞・墓伯・塚侯司馬・地下羝羊、令韓袞興塚中前死安、千秋萬歳物復相求。動伯、生人自有宅舍、死人自有棺槨。」

死生異處、無與生人相索。」（五部中都二千石・丘丞・墓伯・塚侯司馬・地下羝羊に移し、韓袞興の塚中の前に死するものをして安らかにせしめ、千秋萬歳復た相求むる物かれ。動伯（死者の字か）よ、生人に自づから宅舍有り、死人に自づから棺槨有り。死生 処を異にし、生人と相索むる無かれ。）とある。

死者を引き渡される対象は中都二千石や丘丞・墓伯などの地下の役人である。文中に泰山の出る決まり文句の使い方に似ている文言があるが、それは、やはり死者は墓の棺にいと記されている。泰山に属するとは記されていない。

同じく山西省忻州市に出土した熹平二（173）年張叔敬鎮墓文には「黃神生五嶽、主生人録、召魂召魄、主死人籍。」（黃神 五嶽に生じ、生人の録を主り、魂を召し魄を召して、死人の籍を主らしむ。）とある。黄帝が五岳に死人を主らせるといふ。ここには、泰山の姿が見えてきている。そして、二年後の長安に、泰山が冥界の主宰者として登場する。これらによると、泰山が延光元年の前に既に冥界の主宰者と考えられていたとは思えない。

延光元年は漢安帝劉祐の年号、即ち二二二年である。今まで泰山の現れる鎮墓文で最も早いのは、漢靈帝劉宏の熹平四年、一七五年である。両者の間には五十三年のへだたりがあり、「泰山治鬼」の説はその間に形成されたのではないだろうか。また、泰山の現れる鎮墓文の半数は西安のもので、延光元年鎮墓文は洛陽の

ものであるから、泰山の説が確認できる地域は概ね中原だと言えよう。

もちろん、地方の信仰として、「泰山治鬼」は、先に泰山のあたりの地域に形成され、後に齊魯の術師によつて緯書に書かれた、という可能性は否定できない。ただ、墓券から見ると、中原地域の「太山治鬼」という考えは、延光元年と熹平四年、すなわち、後漢中期の順帝・桓帝の時に形成されたと考えるのが妥当であろう。

おわりに

霊鬼はどこに行くのかは、死者だけの問題ではなく、墓を作つてそれを埋葬し、そして祭り続ける家族にも関わっている。『礼記』中庸に「事死如事生、事亡如事存。孝之至也。」（死に事ふること生に事ふるが如く、亡に事ふること存に事ふるが如くするは、孝の至りなり。）とあるような儒教社会では、急に死者を泰山に行かせることは、なにかやむを得ない理由がなければありえない。ある地域に「泰山治鬼」の考えがおこつたとしても、それによつて、すべての死者の行く先が統一されるわけではない。「泰山治鬼」以外の死者の行く先についても改めて検討する必要がある。これは、また、別の機会に論じる。

注

(1) 黄汝成集釈、樂保群・呂宗力校点『日知録集釈』（上海

古籍出版社、二〇〇六年）卷三十「泰山治鬼」、一七一八～一七二〇頁。

(2) 趙翼『陔余叢考』（中華書局、一九六三年）卷三十五「泰山治鬼」、七五一頁。

(3) 余嘉錫「積微居小学金石論叢序」（楊樹達『積微居小学金石論叢』、科学出版社、一九五五年、九～一一頁）。

(4) 陳槃「泰山主死亦主生」（『歷史語言研究所集刊』五十一本三分、一九八〇年、四〇七～四一二頁）。

(5) 劉增貴「天堂與地獄…漢代的泰山信仰」（『大陸雜誌』第九十四卷第五期、一九九七年、一九三～二〇二頁）。

(6) 墓券とは、死者とともに墓に埋める、冥界の役人への文章をいう。「告地策」・「鎮墓文」・「買地券」・「隨葬衣物疏」などの種類に分けられる。

(7) 趙敏俐『漢代詩歌史論』（吉林教育出版社、一九九五年）一九五頁。

(8) 緯書の出現については三説がある。その一、孔子の作とする。『隋書』經籍志「讖緯之書」に、「又有七經緯三十六篇、並云孔子所作。」（又七經緯三十六篇有り、並びに孔子の作る所と云ふ。）とある。その二、漢の哀帝・平帝の間に起こつた。後漢・荀悅『申鑑』卷三に、「世稱緯書仲尼之作也。臣悅叔父故司空爽辨之、蓋發其偽也。有起於中興之前、終張之徒之作乎。」（世に緯書は仲尼の作と称するなり。臣悦の叔父の故司空の爽之を辨じ、蓋し其の偽を発くなり。中興の前に起こり、終張の徒の作とすること有らんや。）とある。『文心雕龍』卷一「正緯篇」、「尚書」『周書』洪範篇の孔穎達の正義は皆その

説に従う。その三、秦の時に興った。『四庫全書総目』

卷三十三『古微書』に、「劉向『七略』不著緯書、然民間私相傳習、則自秦以來有之。」(劉向の『七略』に緯書を著^{あらは}さず、然れども民間に私かに相伝習し、則ち秦自

り以來之有り。)とある。周予同の論証は朱維錚編『周予同經學史論著選集』増訂版(上海人民出版社、一九九六年)、四五〜四八頁に見える。

(9) 前掲注(8)のその三を参照。

(10) 晋・崔豹『古今注』(中華書局、一九八五年)卷中、一〇頁。

(11) 李吉甫『元和郡縣圖志』(中華書局、一九八三)卷十「兗州・乾封縣」、二六七頁。

(12) 『漢書』卷六十三「武五子伝」広し陵厲王胥に「蒿里召兮郭門闕」(蒿里に召せられ郭門に聞せらる)の注。

(13) 『漢書』卷六「武帝紀」。

(14) 俞樾『茶香室叢鈔』(中華書局、一九九五年)卷十六「河橋」、三四九頁。

(15) 『劍南文學』二〇一二年、第二期上半月、一四五〜一四六頁。

(16) 河北省文化局文物工作隊編『望都二號漢墓』(文物出版社、一九五九年)一三頁。買地券は、主に鉛の板や石に刻まれる、死者がその墓地を買う契約書のような文書である。冥界の役人に死者の土地の所有権を示す。「地」上^上の二字は文物工作隊が補ったもの。

(17) 趙雪野・趙万鈞『甘肅高台魏晉墓墓券及其所涉及的神祇和宅宅圖』(『考古與文物』二〇〇八年、第一期、八七

頁)。

(18) 拙文「漢代の告地文・鎮墓文・買地券に見られる冥界(上)」(『中国学研究論集』第二六号、二〇一一年)一六頁を参照。

(19) 鎮墓文は、主に陶器の甕などに書かれる、天帝(使者)らが冥界の役人や死者などに下した命令のような文書である。「解注文」・「解注器」と称すべきという人もいる。張助燎・白彬『中国道教考古』(線装書局、二〇〇五年)第一冊、四〜五頁。

(20) 中村不折『禹域出土墨宝書法源流考』(西東書房、一九二七年)卷上八丁ヲ〜九丁ウに録文があり、西安に出土したという。この鎮墓文に書かれる陶瓶は、もともと羅振玉が所有していて、後に中村不折に贈った。羅振玉の『古器物識小録』(『羅雪堂先生全集』(台北文華出版公司、一九六八〜一九七七年)初編第七冊、二八八六〜二八八七頁)にもその録文を収める。

(21) 白於藍編著『簡牘帛書通假字字典』(福建人民出版社、二〇〇八年)二〇四頁を参照。

(22) 池田温『中国歴代墓券略考』(『東洋文化研究所紀要』第八六冊、一九八一年)、二二一頁。池田温氏は買地券とするが、土地を買うことに関わる内容が見られないため、鎮墓文とした。

(23) 西安文物保護考古所「西安中華小區東漢墓發掘簡報」(『文物』二〇〇二年、第十二期)二六頁。

(24) 羅振玉『貞松堂集古遺文』(『羅雪堂先生全集』初編第一三冊、臺北文華出版公司、一九六八〜一九七七年)卷

十五、五二三〇～五二二一頁。

(25) 前掲注(24)、五二三三頁。

(26) 西安市文物保護考古所「西安財政干校培訓中心漢・後趙墓發掘簡報」(『文博』、一九九七年第六期)、一三頁。

(27) 吳榮曾「鎮墓文中所見到的東漢道巫關係」(『文物』一九八一年、第三期、五八頁)に「泰山神即是陰間的主司、這在鎮墓文中經常被提到、『生人屬西長安、死人屬東太山』、『生屬長安、死屬太山、死生異處、不得相防(妨)』。東漢都城在洛陽不在長安、則所謂『生人屬長安、死人屬東太山』的說法、當是從西漢時流傳下來的。」とある。

(28) 前掲注(5)。一九八頁。

(29) 王育成氏がこのことを先に気づいたが、詳しい論証は行われなかった。「洛陽延光元年主書陶罐考釈」(『中原文物』一九九三年、第一期)七二頁。

(30) 中国社会科学院考古研究所洛陽唐城隊「一九八四年至一九八六年洛陽市漢晉墓發掘簡報」(『考古學集刊第七輯』、科學出版社、一九九一年)六〇頁。

(31) 張勛燎「秦和西漢時期人鬼靈魂觀念的轉變」(張勳燎・白彬『中國道教考古』、線裝書局、二〇〇五年、三一二～三一八頁)。

(32) 馬王堆漢墓帛書整理小組「長沙馬王堆漢墓出土『老子』乙本卷前古佚書帛文」(『文物』一九七四年、第四期)四一頁。

(33) 連劭名「馬王堆帛書的『稱』和古代的祝」(『文獻』一九九六年、第二期)。

(34) 「西安中華小區東漢墓發掘簡報」(『文物』二〇〇二年、

第十二期)

(35) 王沢慶「東漢延熹九朱書魂瓶」(『中國文物報』一九九三年十一月七日第三版)。

(36) 郭沫若「由王謝墓志的出土論到蘭亭序的真偽」(『文物』一九六五年、第六期)二二頁。